

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社阿部工務店	4370801000505	宮城県亶理郡亶理町荒浜字水神62	R6.2.9 ~ R6.7.8 (5ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社阿部工務店は、少なくとも過去5年間において、負債額等の数値を偽った決算書を作成、その数値を用いて経営事項審査の申請を行った。 当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて、宮城県の入札参加資格を得たことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年12月22日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また、同法第11条第2項に規定する書類に、事実と異なる負債額等虚偽の内容を記載し提出したことが、同条に違反し第28条第1項に該当するとして、同日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分(指示処分)を受けた。
蜂谷工業株式会社	7260001005412	岡山県岡山市北区鹿田町1-3-16	R6.1.31 ~ R6.5.30 (4ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	蜂谷工業株式会社は、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共工事発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年11月28日に中国地方整備局長から監督処分(営業停止45日間)を受けた。